

引越すときは 手続きをお忘れなく

引越すときは、次の手続きが必要となります。
4月2日(月)は、受け付けが大変混み合いますので、
時間に余裕を持ってお越しください。

●市外への引越し(転出)は住民票の届け出を

引越しの前に転出の届け出をしてください。転出証明書を交付します。

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転出証明書を提出し、転入の届け出をしてください。

手続きⅡ市役所1階の市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で受け付けます。
※本人確認書類を持参してください。

●国民健康保険被保険者は

転出の届け出の際に、被保険者証と高齢受給者証(70歳以上)をお返しください。
学生として転出する人には、学生用被保険者証を交付します。

す。

手続きⅡ市役所1階の市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館(公民館は70歳未満の人のみ)で受け付けます。被保険者証、印、通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。学生は学生証または在学証明書(合格通知書などでも可)を持参してください。

●後期高齢者医療被保険者は

問合わせは、市民課住民係(☎内線245)へ。
県外へ転出する場合は、転出の届け出の際に、被保険者証をお返しください。
転出する全ての被保険者に、転出先の市区町村へ提出する負担区分等証明書を交付します。

国民年金・厚生年金受給者の転出と転居

年金事務所への届け出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

問合わせは、桐生年金事務所(☎44-2311)または市民課年金係(☎内線273)へ。

水道の手続きを忘れずに

水道の使用開始・中止などの手続きと、水道料金・下水道使用料の清算をお願いします。また、次のとおり、水道手続きの休日受付を臨時開設します。
期日=3月24日(土)・25日(日)・31日(土)、4月1日(日)
時間=午前9時~午後4時
場所=水道局総務課(市役所2階)

問合わせは、水道局総務課庶務係(☎内線325)へ。

市内での引越し

市内で引越しをする場合は、通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)を持参し、新しい住所地に住み始めてから14日以内に転居の届け出をしてください。

また、受給者証や被保険者証などの住所を書き換えますので、担当課にお問い合わせください。

●福祉医療費受給者は

転出の届け出の際に、受給者証をお返しください。

県内へ転出する人には福祉医療費受給者証交付状況証明書を交付します。

手続きⅡ市役所1階の医療保険課と新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。受給者証と印が必要です。

問合わせは、医療保険課医療助成係(☎内線257)へ。

●児童手当受給者は

児童手当受給事由消滅の届け出をしてください。届け出を受け付けるほか、転出先の市区町村で申請する際に必要な書類について説明します。

手続きⅡ市役所1階の子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。印が必要です。

問合わせは、子育て支援課子育て支援係(☎内線308)へ。

●児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者は

受給内容により手続きが異なりますので、子育て支援課へご連絡ください。

届け出を受け付けるほか、転出先の市区町村で申請する

際に必要な書類について説明します。

手続きⅡ市役所1階の子育て支援課のほか、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。問合わせは、子育て支援課子育て支援係(☎内線308)へ。

●介護保険被保険者は

転出の届け出の際に被保険者証をお返しください。

要介護認定を受けている人には、介護保険受給資格証明書を交付します。

手続きⅡ市役所1階の長寿支援課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。被保険者証が必要です。

問合わせは、長寿支援課介護管理給付係(☎内線392)へ。

会社の健康保険に

加入・離脱したときは

国民健康保険の手続きを

市役所1階の市民課、新里・黒保根支所市民生活課と境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館（公民館は70歳未満の人のみ）で受け付けます。なお、国民健康保険（国保）の加入・離脱手続きは、自身で行う必要がありますので、ご注意ください。

問い合わせは、医療保険課

国保係（☎内線258）へ。

会社を退職したときなど

退職や扶養家族から外れたなどで、会社の健康保険を離脱したときは、国保加入の手続きが必要です。

●手続きに必要なもの
社会保険離脱証明書（資格喪失証明書）、印、通知カード

ドまたはマイナンバーカード（個人番号カード）、本人確認書類※学生は、学生証または在学証明書をお持ちください。

会社に就職したときなど

会社の健康保険に加入したときや扶養家族に認定されたときは、国保離脱の手続きが必要です。

●手続きに必要なもの
会社の被保険者証、国保の被保険者証、印、通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）、本人確認書類

土地・家屋価格等帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧

縦覧・閲覧期間 4月2日（月）～5月31日（木）※土、日、祝日を除く。

場所 市役所1階の税務課、新里・黒保根支所

必要なもの 本人確認書類、委任を受けた人は委任状。借地・借家人などは賃貸借契約書などの書類が必要です。

■土地・家屋価格等帳簿の縦覧

土地・家屋価格等帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者が、本人の土地や家屋の評価額を他と比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。

固定資産税納税者と納税者の委任を受けた人は、土地・家屋価格等帳簿を無料で縦覧できます。ただし、固定資産税の課税標準額合計が、土地で30万円未満、家屋で20万円未満の人は縦覧できません。

■固定資産課税台帳の閲覧
所有者と所有者の委任を受けた人は、固定資産課税台帳を無料で閲覧できます。借地・借家人などは、使用する土地や家屋のみ、1件350

円で閲覧できます。なお、固定資産課税台帳を閲覧できる人は、台帳の記載事項の証明を受けることもできます。

路線価図などの公開

土地の評価額算定の基礎になる路線価図と路線価一覧表は、4月2日（月）から公開します。路線価図には標準宅地の位置と路線番号を、路線価一覧表には路線価と下落率を記載しています。

課税明細書の郵送

固定資産税の課税内容を確認できるよう、納税通知書に「課税明細書」を同封して5月中旬に郵送します。

不服の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。申し出の期間は、4月2日（月）以降、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内です。

問い合わせは、税務課土地担当（☎内線230）または税務課家屋担当（☎内線232）へ。

申告はお済みですか

市・県民税の申告

市・県民税の申告期限は3月15日（木）です。申告は、市役所6階会議室などで受け付けています。

日程や会場などは、広報きりゅう1月号をご覧ください。

問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226）へ。

申告しない場合は

申告がお済みでない人がいる世帯は、国民健康保険税の計算で、所得が一定額以下の世帯への軽減措置が適用されないことがありますのでご注意ください。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274）へ。

所得税、消費税、贈与税の申告

平成29年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の申告と納税の期限は、3月15日（木）までです。また、消費税および地方消費税の申告と納税の期限は、4月2日（月）までです。

国税庁ホームページ「確定申告書など作成コーナー」をご利用いただくと、24時間、自宅などで確定申告書が作成できます。

申告と納税が期限に遅れると、申告により納付すべき税額のほかに、無申告加算税や延滞税が課される場合がありますのでご注意ください。国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）もご覧ください。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内☎22-3121）へ。